

由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等を未然に防止し、市民の安全を確保するため、「由利本荘市耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の耐震改修費用に対し補助することを目的とし、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40条）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助事業対象者は、木造住宅を所有（共有し、又は実質的に所有していると認められる場合を含む。）する個人とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 補助事業対象者は、由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成28年由利本荘市規則第34号）第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、耐震改修等に要する費用（以下「耐震改修費用」という。）とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、耐震改修費用に23%を乗じた額（30万円を上限）とし、予算の範囲内で定めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第5条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例・規則及び要領

に定めるところによる。

(実施期間)

第6条 補助事業の実施期間は、平成33年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。